

「特設行政相談会」 開催

10月17日(月)から23日(日)までの1週間は総務省の「行政相談週間」です。「行政相談週間」は、行政相談制度についてのさまざまな行事を各地で集中的に実施することによって、広く国民に理解と認識を深めてもらうこと、また、その利用を促進することを目的として、総務省が定めている週間です。このような趣旨をふまえ、羽曳野市では、市民の皆様に行行政相談制度の理解と認識を深めてもらえるよう「特設行政相談会」を実施します。お気軽にご相談にお越しください。

実施日時: 平成23年10月19日(水) 13:30～16:30 (受付時間:13:00～16:00)

実施場所: 羽曳野市役所別館3階会議室

相談内容: ○行政相談 (行政相談委員)

国の行政機関等の業務に関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談

○法律相談 (大阪弁護士会所属弁護士)

離婚、金銭貸借、自己破産等の法律に関する相談

※事前予約とします。(10月14日(金)9時から電話受付【電話072-957-4000】)

○登記相談 (司法書士)

土地・建物に関する権利の登記等についての相談

登記相談 (土地家屋調査士)

土地・建物に関する表示登記についての手続きの案内および測量や土地の境界

などに関する相談

その他: ○法律相談は電話による事前予約制となります。それ以外は、当日随時受付をします。

○相談はすべて無料です。

問合せ: 市民協働ふれあい課 072-958-1111 内線1081

実施日時: 平成23年10月18日(火) 10:00～16:00

実施場所: 大丸松坂屋百貨店 大丸 大阪・心斎橋店 本館7階特設会場

出席機関: 近畿総合通信局、大阪法務局、大阪労働局、大阪府、大阪市、日本年金機構

大阪弁護士会、近畿税理士会など13機関

～行政相談委員は皆様の身近な相談相手です～



毎日の暮らしの中で、国の仕事などについて、

- 苦情を申し出たが、説明や措置などに納得がいかない
- 苦情や困っていることなどについて、どこに相談してよいか分からない
- 手続・サービスなどの関係で制度や仕組みが分からない

などがございましたら、総務大臣委嘱の行政相談委員に相談ください。相談は、口頭(面談)、電話、手紙のいずれの方法でも結構です。費用は無料で、秘密は守られます。なお、市役所では「行政相談」として毎月第2水曜日(10月を除く)13:00から15:00まで、本館1階市民相談室にて行なっています。予約は不要ですので、お気軽にお越しください。

行政相談委員は、皆様の相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行なっています。

羽曳野市の行政相談委員は

奥野 展三 ☎ 956 - 5877 飛鳥 711
八尾 芳文 ☎ 956 - 8969 古市 4-10-17
中野 勇 ☎ 938 - 2691 島泉 9-21-5

羽曳野市次世代育成支援行動計画 (はびきのこども夢プラン) における特定12事業の実施状況

本市では、施策の進捗状況や今後の状況に適した総合的な施策の展開を図るために、平成22年度から平成26年度までの5カ年計画(後期計画)を策定しています。計画の進行管理については、関係者や市民で構成された「こども夢プラン推進委員会」を設置し、現在、進捗状況などの審議を行なっています。(詳細についてはウェブサイトをご覧ください)

事業名	事業内容	22年度の実績	23年度の目標
通常保育事業	保育に欠ける就学前児童を認可保育園で保育します	定員 1,810人 児童数 1,970人 (3月1日現在)	定員 1,810人
延長保育事業	通常保育の前後に時間を延長して保育します	14カ所	14カ所
特定保育事業	就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに対応し、保育をします	1カ所	1カ所
夜間保育事業	保護者の夜間就労などで、児童の保育に欠ける場合に保育します	-	-
トワイライトステイ事業	家庭で児童の養育が困難になったとき、児童養護施設において一時的に保護し生活指導や食事を提供します	-	-
休日保育事業	日曜・祝日等に保育に欠ける児童を保育します	-	-
病児・病後児保育事業	保育園などに通園中の子どもが、病気回復期に集団保育が困難な時期に一時的に子どもを預かり、看護師や保育士が保育する事業です	1カ所	1カ所
放課後児童健全育成事業	保護者が昼間就労・疾病などにより、留守家庭となる放課後児童の安全確保と集団生活の確立をめざす事業です	15カ所	15カ所
地域子育て支援拠点事業(センター型)	地域の子育て家庭に、集う「場」を提供し、年齢別の教室、講座等を開催し、楽しい子育ての輪を支援します	3カ所	3カ所
地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	身近な地域で子育て中の親子が集い、相談、交流などができる親子の交流の場を提供します	3カ所	3カ所
ショートステイ事業(子育て短期支援事業)	保護者の疾病などにより、家庭での養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設などで一時的に養育します	6カ所	6カ所
一時預かり事業	就労や病気などの心理的・肉体的負担を解消するために一時的に保育します	3カ所	3カ所
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助をしてほしい人(依頼会員)と援助をしたい人(協力会員)が、相互に助け合う子育て支援事業です	1カ所 依頼会員 167人 協力会員 119人 両方会員 53人	1カ所